

謝金に関する規程

第1条（目的）

この規程は、特定非営利活動法人フードバンクかごしま（以下「この法人」という。）が支払う謝金について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（謝金対象者）

この法人の役員および職員以外の者を、この規程の謝金対象者とする。

第3条（謝金の対象となる会議）

謝金の対象となる会議は、理事会がこの法人の業務の遂行にとって必要もしくは有益であると判断し許可した会議とする。

第4条（会議出席謝金）

第3条に定める会議に出席した第2条に定める謝金対象者には、対価として謝金を支払うことができる。

第5条（原稿執筆謝金）

この法人の運営及び活動に必要な原稿を執筆した者には、対価として謝金を支払うことができる。

第6条（講師謝金）

この法人の運営及び活動に必要な講座等の講師をした者には、対価として謝金を支払うことができる。

第7条（臨時雇用）

この法人の運営及び活動に必要な会議、講座等の補助やアンケート集計等の補助をした者には、対価として謝金を支払うことができる。

第8条（会議出席謝金の対価）

- 1 会議出席謝金の単位は、有識者で1時間当たり10,000円、それ以外の者で1時間当たり5,000円とする。会議出席謝金は、会議開催時間15分を単位として支給し、会議開催時間に15分未満の端数を生じたときは、15分に切り上げて処理するものとする。
- 2 代表理事は、必要に応じて、前項の会議出席謝金の単価を減額することができる。

- 3 理事会において、出席理事の過半数の合意があった場合に限り、本条1項の会議出席謝金の単価を増額することができる。

第9条（原稿執筆謝金の単価）

- 1 原稿執筆謝金の単価は、原稿の文字数を400字詰めに換算して、400字詰め当たり3,000円とする。なお、400字未満は400字に切り上げて処理するものとする。また、翻訳等の外国語を要する原稿に関しては、上記の1.5倍として計算した額とする。
- 2 代表理事は、必要に応じて、前項の原稿執筆謝金の単価を減額することができる。
- 3 理事会において、出席理事の過半数の合意があった場合に限り、本条1項の原稿執筆謝金の単価を増額することができる。

第10条（講師謝金の単価）

講師謝金の単価は拘束時間を含め1時間当たり15,000円とする。ただし、理事会において出席理事の過半数の合意があった場合に限り、次の表の講師謝金の単価を増額することができる。

※宿泊を伴う場合の支払対象となる時間は移動時間を除く実働日数とする。

※時間単位を適用する場合の支払単価は1時間とし、端数については、30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げとする。ただし、全体で30分未満の場合は1時間とみなす。

※作家・俳優・評論家・僧侶・記者・アナウンサー等の個人については職位や階層の一般的な定義がないため、以来分野における経験年数を考慮する。

第11条（臨時雇用謝金の単価）

- 1 臨時雇用謝金の単位は、1日当たり5,000円とする。謝金の支給については、役務に対する個人への報酬であり、労務が生じない場合は支給しない。
- 2 代表理事は、必要に応じて、前項の臨時雇用謝金の単価を減額することができる。
- 3 理事会において、出席理事の過半数の合意があった場合に限り、本条1項の臨時雇用謝金の単価を増額することができる。

第12条（交通費及び宿泊費等の実費の支給）

第2条に定める謝金対象者には、第7条、第8条及び第9条に定める謝金の単価に加えて、交通費及び宿泊費等の実費相当額を支給する。公共交通機関を利用する場合はその実費、車を利用する場合は鹿児島県内の場合片道1,000円（税別）を適応する。

第13条（改正）

この規程の改正は理事会にて行う。

第 1 4 条（雑則）

この規程に定めのない事項については代表理事の専決事項とする。

附則

この規程は、令和元年 7 月 1 日から施行する。